

公立大学法人京都市立芸術大学役員報酬等規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成24年11月30日改正)

(平成28年3月2日一部改正)

(平成28年3月25日一部改正)

(平成31年3月27日一部改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）の役員の報酬、退職手当及び旅費（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(常勤役員の報酬)

第2条 常勤の役員（以下「常勤役員」という。）に対する報酬は、給料、通勤手当、地域手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2 常勤役員の給料月額は、次に掲げる役員の区分に応じて、当該各号に定める額を上限として理事長が個別に定める額とする。

- (1) 理事長 967,000円
- (2) 副理事長 709,000円
- (3) 理事 629,000円

3 前項に規定するもののほか、常勤役員の給料については、職員（公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）の例により支給する。

4 常勤役員の通勤手当及び地域手当については、職員の例により支給する。

5 常勤役員の管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当については、給与規程別表第3の指定職給料表の適用を受ける職員の例により支給する。

(非常勤役員の報酬等)

第3条 非常勤の役員（以下「非常勤役員」という。）には、報酬及び通勤に要する費用を支給する。

2 非常勤役員の報酬の額は、日額30,000円とする。

3 非常勤役員の通勤に要する費用の額は、公立大学法人京都市立芸術大学旅費規程の例により支給する。

4 非常勤役員の報酬及び通勤に要する費用は、非常勤役員が業務を執行した日の属する月の翌月における職員の給料の支給日に支給する。
(職員を兼務する役員の報酬)

第4条 職員を兼務する役員には、役員の報酬を支給しない。ただし、副理事長又は理事(任命権者の要請に応じ、京都市の職員(京都市職員給与条例第1条に規定する者をいう。以下この条において同じ。)に引き続いて法人の常勤の役員となるため退職手当を支給されずに京都市を退職し、かつ、引き続いて法人の常勤役員となった者を除く。)が職員を兼ねる場合には、役員手当を支給する。

2 役員手当の額は、次に掲げる役員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 副理事長 月額70,000円
- (2) 理事 月額60,000円

3 前項に規定するもののほか、役員手当の支給については、職員の管理職手当の例による。

4 職員を兼務する役員には、給与規程により職員に対する給与を支給する。

(退職手当)

第5条 役員(理事長及び任命権者の要請に応じ、京都市の職員(京都市職退職手当支給条例第1条に規定する者をいう。以下この条において同じ。)に引き続いて法人の常勤の役員となるため退職手当を支給されずに京都市を退職し、かつ、引き続いて法人の常勤の役員となった者を除く。)に対する退職手当は支給しない。

2 理事長については、職員の例により退職手当を支給する。この場合において、理事長として法人に在職した期間の公立大学法人京都市立芸術大学職員退職手当支給規程(以下「退職手当支給規程」という。)第6条に規定する退職手当の調整額における職員の区分は、第2号区分に該当するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、退職手当を支給しない。

- (1) 理事長が退職し、引き続いて職員となったとき。
- (2) 理事長が地方独立行政法人法第17条第2項第2号又は同条第3項の規定により解任されたとき。

4 職員を兼務する役員については、退職手当支給規程により職員に対する退職手当を支給する。

(役員の旅費)

第6条 役員の旅費は、役員を公立大学法人京都市立芸術大学職員旅費規程（以下「旅費規程」という。）別表に規定する指定職給料表適用職員とみなして、同規程により旅費を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員を兼務する役員が、職員としての職務を遂行するため旅行するときは、旅費規程により職員に対する旅費を支給する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月30日理事長決定）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附 則（平成28年3月2日理事長決定）

(施行期日)

- 1 この規程は、決定の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の公立大学法人京都市立芸術大学役員報酬規程（以下「改正後の規程」という。）第2条第2項の規定は平成27年4月1日から適用する。

(給与の内扱)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人京都市立芸術大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規程の規定による報酬の内扱とみなす。

(その他の経過措置)

- 4 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附 則（平成28年3月25日理事長決定）

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

2 切替日の前日から引き続き第2条第2項各号に掲げる同一の区分による上限の適用を受ける役員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる場合には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則（平成31年3月27日理事長決定）

この規程は、決定の日から施行する。